

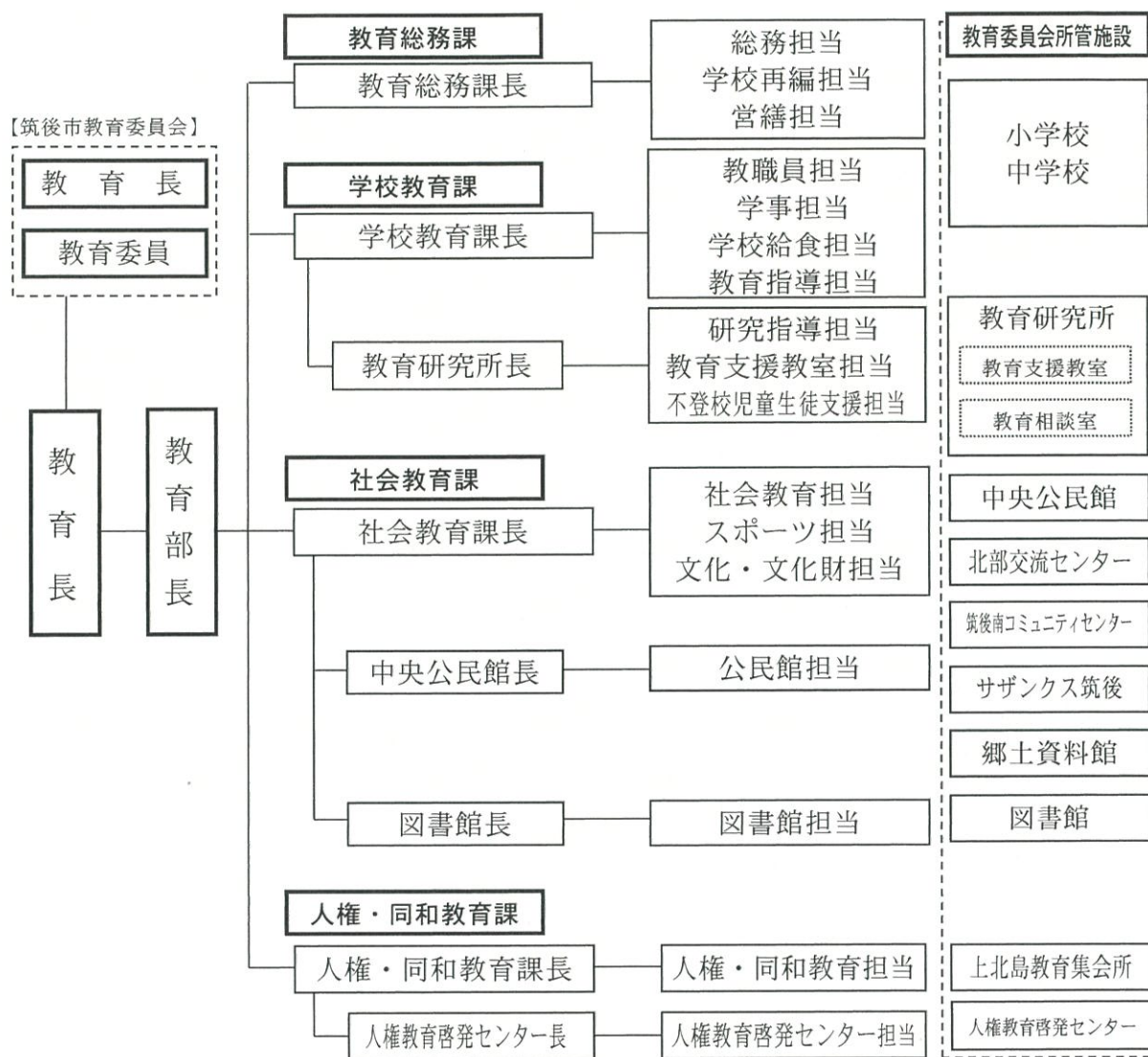
第 3 次教育振興基本計画

(令和 5 年度～ 8 年度)



令和 7 年 4 月開校の筑後南小学校

教育委員会組織図及び教育委員会所管施設



「スポコン広場」みんなでなわとび

基本方針

筑後市における教育行政については、「第6次筑後市総合計画」・「第2期筑後市人口ビジョン・総合戦略」及び「第3次筑後市教育大綱」をもとに「第3次教育振興基本計画」（令和5年度～8年度）と「教育施策要綱」（単年度）を策定し、教育施策の重点化や内容・方法の充実に努める。

本教育振興基本計画と教育施策要綱においては、以下に示す学校教育、社会教育、人権・同和教育において、その方針をたて取組の具体化を図るものとする。また、令和7年の再編新設小学校開校に向けて学校教育、社会教育、人権・同和教育の横断的な取組も推進する。

1 学校教育

平成29年に告示された学習指導要領では、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力の育成を掲げ、「主体的・対話的で深い学び」への学習の転換が求められている。また、令和3年の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」では、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」を目指し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を求めている。

筑後市では、学習指導要領の趣旨に沿って、社会を「生きぬく力」の育成を目指し、全ての小中学校において具体的な取組が実施されるよう推進する。また、「知」「徳」「体」の育成を柱として、21世紀型能力（基礎力・思考力・実践力）を併せた、社会を「生きぬく力」の育成を目指す。

学校教育では、市内小中学校及び教職員に対し、各種研修会や指導の充実を図るとともに、施設整備・人的整備・環境整備等の観点から各種事業を推進することで、一人一人の子供の資質・能力の育成を目指す。



「国立教育政策研究所」資料から抜粋

2 社会教育

社会教育においては、急激な社会・経済情勢の変化や情報化、少子高齢化などの社会変動の中で、人の生きる価値観も大きく変化しており、物の豊かさから心の豊かさへの転換が求められている。

このような状況のもと、市民が生涯にわたって主体的に学び、その成果を自らの生活や仕事にいかすとともに、学び合いを通して地域のつながりを強める「生涯学習を通したまちづくり」を目指す必要がある。

そのために、市民が生涯の各時期における様々な場において適切な学習機会を享受できるよう、生涯にわたる学習活動の展開及び支援を進めるとともに、学びの成果を生かせる生涯学習社会の実現を図る。そして、人口減少や高齢化、つながりの希薄化等の課題に対し、住民が自ら地域運営に主体的に関わっていく社会の実現を目指す。

また、市民の生きがいづくりを目指して、文化芸術・スポーツ活動、郷土の歴史や伝統文化の継承、文化財の保護・保存・活用、青少年の健全育成のほか、読書活動、公民館活動を含め、効果的・効率的な事業の推進に努める。

3 人権・同和教育

国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」の中に人権に関わる目標が掲げられるなど、国際的な人権の潮流の中、国内においては同和問題をはじめ女性・子ども・障害者・外国人・性的少数者等に関する差別や、インターネット上における差別を助長・誘発する書き込み、特定の民族や国籍の人々を排除するヘイトスピーチなどの様々な人権問題が生じている。

このような状況の中、個別の差別解消のための法律「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」「部落差別解消推進法」が施行されるなど、「すべての人の人権が尊重され、自分らしく安心して生きていける社会」を目指す必要性がますます高まっている。

そのため、人権・同和教育においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、差別解消のために市民が人権尊重の理念についての正しい理解と人権意識の向上を図るよう、人権・同和教育及び啓発の一層の推進に努める。

教育の全体構想

福岡県の教育大綱「ふくおか未来 人財育成ビジョン」

- ・「ふくおか未来人財」とは、「国際的な視野を持って、地域で活躍をする」若者のことである。
- ・「ふくおか未来人財」に求められる力
 - ① 学力・体力・豊かな心
 - ② 社会にはばたく力
 - ③ 郷土と日本、そして世界を知る力

福岡県の学校教育の目標

- 1 社会的自立の基盤となる、学力、体力、豊かな心を培う。
- 2 社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する力を育てる。

第3次筑後市教育大綱

「教育のまち・ちくご」
～ちくごで育ち、ちくごを愛し、
ちくごを育てる人づくり～

＜基本方針＞

- 1 ふるさとちくごへの愛を育てるまちづくりの推進
- 2 子育てしやすいまちづくりの推進
- 3 社会を生きぬく力を育む学校教育の推進
- 4 スポーツと文化・芸術を通した健康で心豊かなまちづくりの推進
- 5 差別のない、人権が守られるまちづくりの推進
- 6 人生100年・人口減少時代を見据えた生涯学習の推進

＜筑後市教育における課題＞

- 学ぶ意欲をもち、確かな学力の向上と体力の向上を図る ICTを活用した教育の推進
- 生徒指導上の諸課題（不登校等）に対する指導の充実と規範意識や自尊感情を育てる教育活動の推進
- 生涯学習の充実、及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現
- 人権尊重の理念についての正しい理解と差別のないまちづくりの推進

第3次教育振興基本計画

（令和5年度～8年度）

＜筑後市教育施策方針＞

- 社会を「生きぬく力」を育む教育活動の推進（学校教育）
- 生涯学習を通した住民主体のまちづくりの実現（社会教育）
- 差別のない、人権が尊重されるまちづくり（人権・同和教育）

＜社会教育主要課題＞

- 1 生涯学習社会の実現をめざす総合的な施策の推進
- 2 青少年の健全育成
- 3 市民の学習要求に応える幅広い学習活動の推進
- 4 歴史と伝統に培われた市民文化の創造
- 5 市民生活を支える健康・体力づくりの推進

＜学校教育主要課題＞

- 学校経営の充実
 - 1 確かな学力の向上
 - 2 豊かな心の育成
 - 3 健やかな体の育成
 - 4 小中連携・地域連携の推進
 - 5 教育環境の充実

＜人権・同和教育主要課題＞

- 1 社会における人権・同和教育の推進及び啓発
- 2 学校における人権・同和教育の推進及び啓発

教育施策要綱（令和7年度）

＜各分野の主要課題に対する主な施策＞

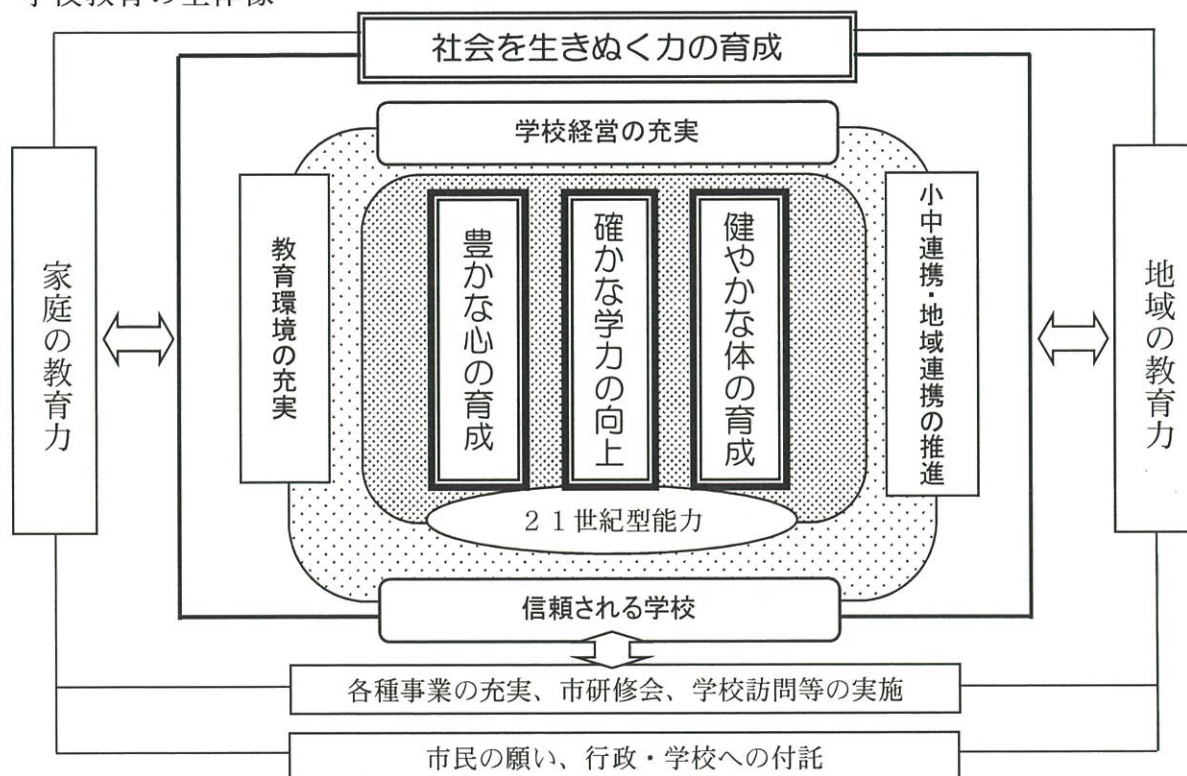
学 校 教 育

1 教育施策方針

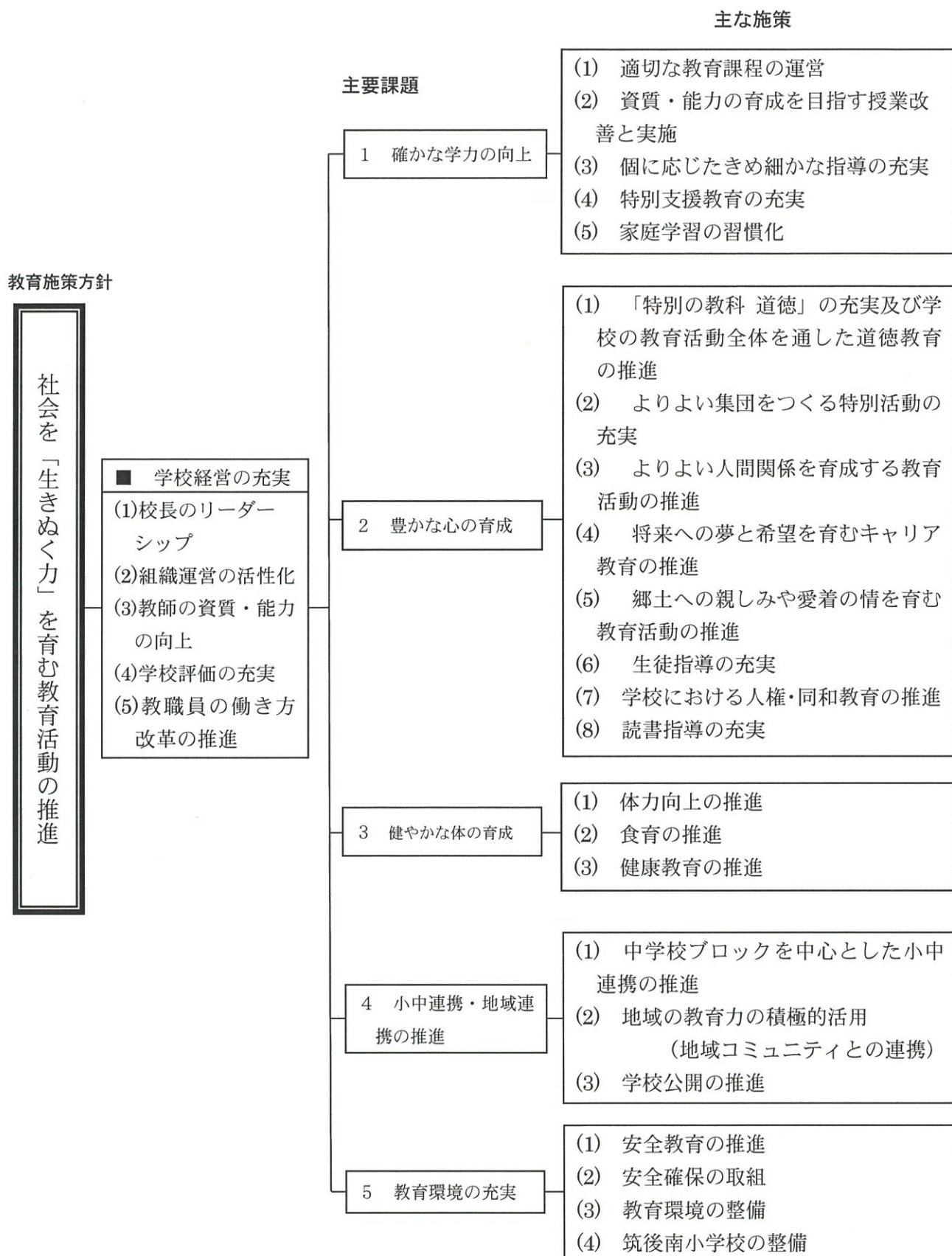
社会を「生きぬく力」を育む教育活動の推進

- 変化の大きい社会情勢の中、児童生徒に将来の社会を「生きぬく力」を育むことをめざし、社会的自立の基盤につながる「確かな学力の向上（知）」「豊かな心の育成（徳）」「健やかな体の育成（体）」の三つの柱に施策を重点化する。各学校は、将来を「生きぬく」ために調和のとれた感性豊かな児童生徒の育成をめざし、21世紀型能力（基礎力・思考力・実践力）の育成を取り入れた適切な教育課程を展開する。また、これまでの教育実践とICTを適切に組み合わせ、効果的で効率的な教育活動を展開する。
- 教育活動全体を通して児童生徒や保護者・地域に「信頼される学校」づくりを行う。また、教育委員会及び学校が一体となり、地域や保護者に対し、「社会に開かれた教育課程」の編成、実施、評価及び改善に努力する。さらに、児童生徒及び保護者にとって「安全・安心な学校」であるよう教育環境を整備する。
- 特色ある教育活動を通して、地域社会の一員としての自覚をもち、郷土の伝統と文化を大切にする「郷土を愛する心」をもつ児童生徒の育成をめざす。
- 様々な場において小中連携の考え方を大切にし、9ヶ年を通して筑後市の児童生徒を育成するという見通しと計画をもって教育活動を推進する。
- 学校評価のマネジメントサイクルを中核において、学校経営の改善・発展をめざす取組を行う。
- 各年齢層の課題に応じた人材育成（研修）を積極的に行い、教職員の資質・能力の向上を図る。
- 家庭や地域と積極的に連携し、教育活動の活性化を図る。
- 持続可能な教育環境づくりと学校規模の適正化のために小学校の再編を進める。

2 学校教育の全体像



3 教育施策方針と主要課題、主な施策体系



社 会 教 育

1 教育施策方針

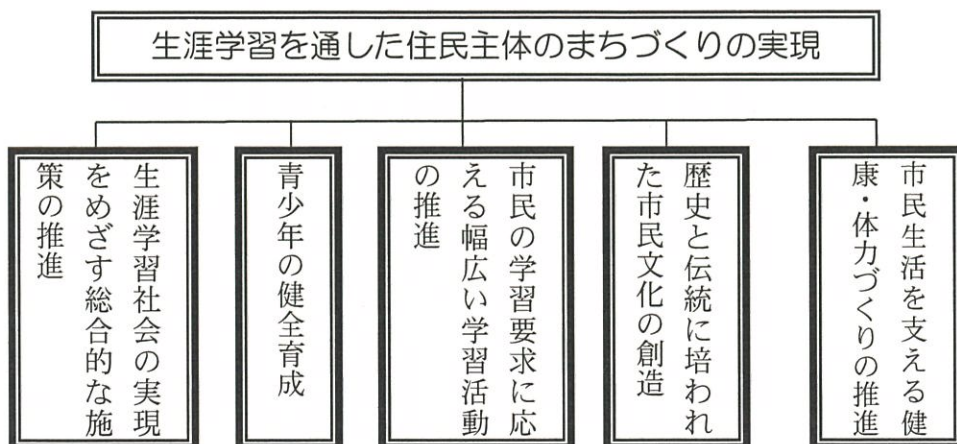
生涯学習を通した住民主体のまちづくりの実現

社会教育においては、文化芸術・郷土文化の継承やスポーツ活動、公民館活動などの自己表現や地域貢献の機会に触れ、生きがいを感じることができる活動に、市民が主体となって積極的に取り組むことが重要である。

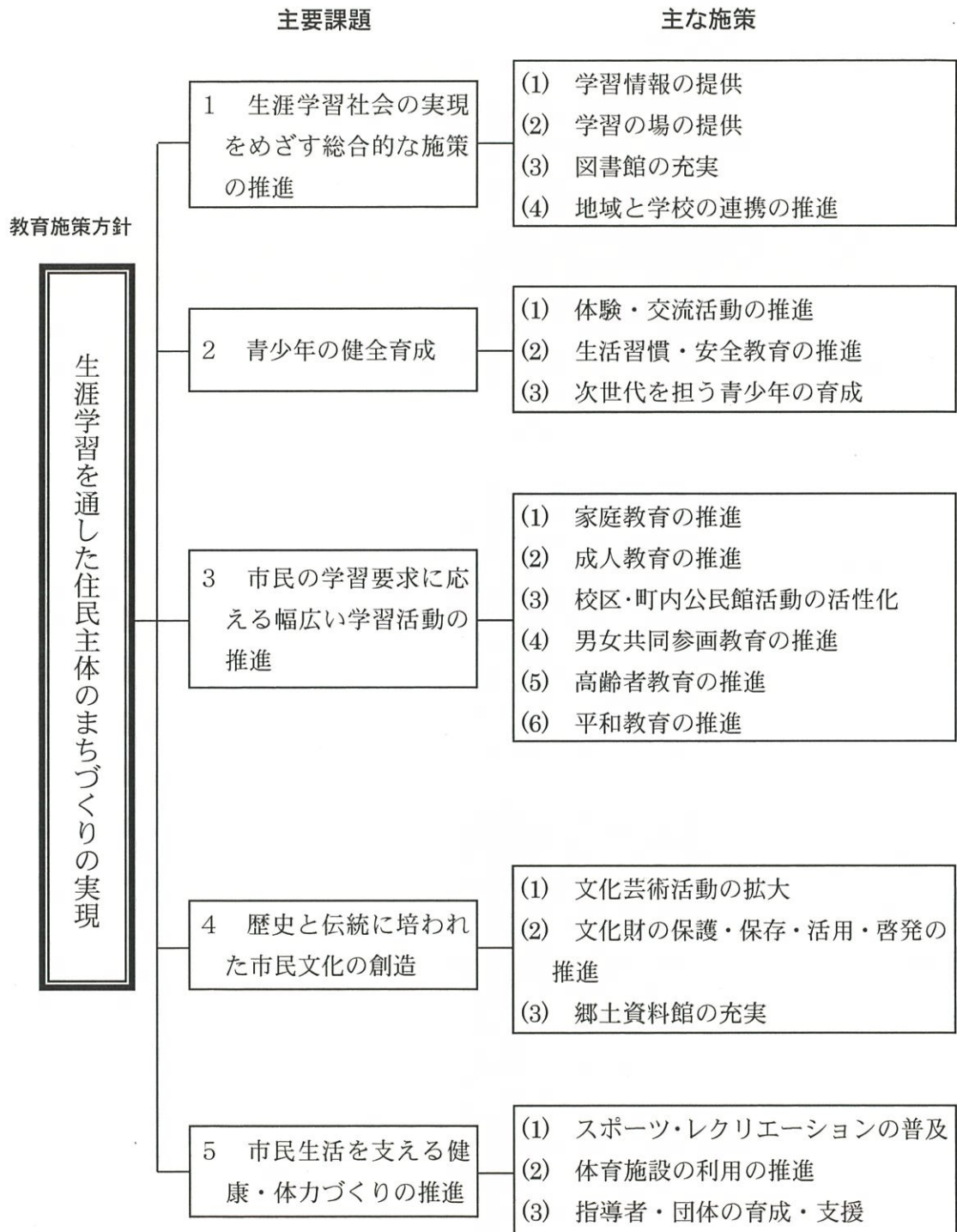
このため、「まなび、いかし、つなげて地域をつくる」を目標とし、住民の主体的な生涯学習によるまちづくりを支援するための施策を推進する。

- 「学校を核とした地域づくり」を目指し、学校と地域が連携して取り組む「地域学校協働活動事業」の拡充を図る。
- 市民一人ひとりが生きがいのある豊かで充実した人生を送るために「まちづくりは人づくり」を基本理念に、すべての市民が学習できる環境整備をあらゆる分野において推進し、人材育成を図る。
- 青少年を取り巻く社会環境は、情報化、少子高齢化へと急速に進んでいる。また、人間関係の希薄化により、地域社会や家庭による教育力が低下しているため、家庭・学校・地域の関係する機関・団体が連携し、青少年の健全育成をサポートする。
- 家庭や地域の教育力を向上させるため、各機関・団体との連携を図る。
- 文化・芸術・文化財団体の自主的な活動を支援するとともに、一層の創造的な文化の向上に努める。また、郷土の遺産であり、貴重な財産である文化財の保護・活用に努めるとともに、「ふるさと筑後」に対する愛着心を育むよう努める。
- スポーツやレクリエーション活動は、心身の健全な発達や健康の維持管理に欠かせない重要な要素である。このため、年齢や性別にとらわれることなく、だれでも気軽に親しめるようスポーツやレクリエーションの普及・振興に努める。
- スポーツへの関心を高めるとともに、「する」「みる」「ささえる」の各分野でスポーツに参画する人口の拡大に努める。
- 学びの場である郷土資料館、図書館等、社会教育施設の利用者数の増加に取り組む。

2 社会教育の全体像



3 教育施策方針と主要課題、主な施策体系



人権・同和教育

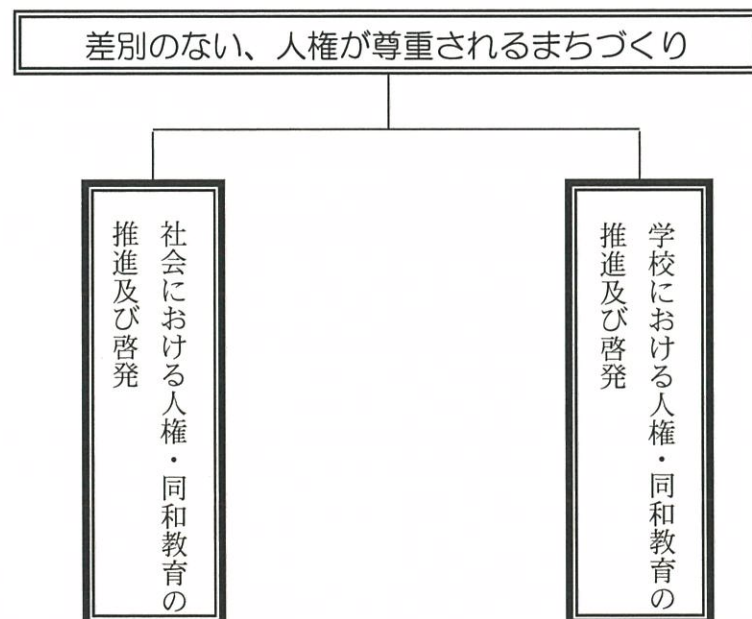
1 教育施策方針

差別のない、人権が尊重されるまちづくり

人権・同和教育は、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決を目指す教育であり、互いに人権を尊重し、基本的人権を保障する民主主義社会の実現を目指す教育でもある。人権啓発は、人権尊重の理念の普及と理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動である。学校における人権・同和教育については一定の成果が見られる一方で、社会における人権・同和教育の推進及び啓発については、その広がりや深まりという点で課題がある。人権尊重社会の確立のためには、人権や人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権問題を自分の問題として解決しようとする意識を高めるような人権教育及び人権啓発が重要である。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「筑後市人権教育・啓発基本指針」に基づき、学校・行政・市民・企業及び関係諸団体との連携を密にし、市民の人権教育・人権啓発を積極的に進めることにより、人権尊重の理念についての正しい理解の定着を図るように努め、差別のない人権が尊重されるまちづくりを進める。

2 人権・同和教育の全体像



3 教育施策方針と主要課題、主な施策体系

